

設計住宅性能評価の申請要領



公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

○ 設計住宅性能評価の申請要領

○ 設計住宅性能評価の申請について

申請者は設計住宅性能評価(日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準に従って評価することをいう。)を受けようとする場合、所定の書類を作成し、申請をしてください。

○ 設計住宅性能評価の申請時期について

建設住宅性能評価も取得する場合は、第1回目の基礎配筋検査前までに、設計住宅性能評価書の取得が必要になりますので、第1回目の検査予定日の30日前程度(戸建て住宅は20日前程度)を目安にご申請くださいますよう、お願いいたします。なお、設計住宅性能評価のみを取得する場合は、設計審査のみになりますので、工事着工中でも申請が可能になります。申請可能期間については、別途お問い合わせをお願いいたします。※住宅規模により、審査日数を要する場合がありますので、事前にご相談ください。

◇ 戸建て住宅

1) 申請に必要な書類 (○印は通常の申請に必要な書類)

設計住宅性能評価を受けようとする場合に必要となる書類は以下の通りです

- ①. 設計住宅性能評価申請書 (住宅の品質確保促進法施行規則別記第四号様式)
- ②. 申請代理者への委任状 (設計事務所等代理者が申請する場合)
- ③. 設計住宅性能評価 申込確認書 (請求先等)
- ④. 自己評価書
- ⑤. 設計内容説明書
- ⑥. 設計評価添付図書 (申請用設計図書及び各種計算書)
 - 意匠関係図
 - 1 付近見取り図 (案内図)
 - 2 配置図
 - 3 仕様書 (仕上表を含む)
 - 4 各階平面図
 - 5 立面図 (2面以上)
 - 6 断面図又は矩計図
 - 7 各種計算書 (温熱環境に関する計算書等(熱損失・夏期日射取得係数計算書等))
 - 構造関係図
 - 1 基礎伏図
 - 2 各階床伏図
 - 3 小屋伏図
 - 4 各部詳細図
 - 5 各種計算書
6. 特別評価方法認定による場合は、国土交通大臣の認定書の写し
(旧認定による場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類を含む)
7. 住宅型式認定を受けた型式に適合する住宅 又は 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅は住宅型式性能認定書の写し
8. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分等製造者等認証書の写し

2) 提出部数について

上記 1)の書類を正副 計2部を作成し、ご提出ください。

(A4ファイルに綴じて、ご提出して下さるようお願いいたします。)

3) 提出書類の返却について

申請者に対し設計住宅性能評価書の交付時に副本を返却いたします。

◇ 共同住宅等

1) 申請に必要な書類（○印は通常の申請に必要な書類）

設計住宅性能評価の申請に必要な書類は以下の通りです。

- ①. 設計住宅性能評価申請書（住宅の品質確保促進法施行規則別記第四号様式）
- ②. 申請代理者への委任状（設計事務所等代理者が申請する場合）
- ③. 設計住宅性能評価 申込確認書（請求先等）
- ④. 自己評価書及び設計内容説明書
- ⑤. シックハウス対策シート（確認申請書に提出した写しでも可）
- ⑥. 住戸タイプ別分類図（断面又は平面の模式図に住戸タイプ分類を記入したもの）
- ⑦. 設計評価添付図書（申請用設計図書及び各種計算書）

□意匠関係図

- ・案内図（付近見取り図）
- ・配置図
- ・特記仕様書及び仕上表
- ・各階平面図（ピット平面図及び屋根伏せ図を含む）
- ・断面図及び矩計図（住戸断熱断面図と兼ねても可）
- ・立面図（2面以上）
- ・階段詳細図
- ・住戸平面詳細図（住戸タイプ毎に必要）
- ・建具キープラン及び建具表
- ・部分詳細図（高齢者の等級2以上： エントランスホール平面詳細、エレベーターかご詳細、ユニットバス詳細等）
- ・各種計算書（選択）： 単純開口率・方位別開口比計算書・躯体天井高計算書、
音環境の相当スラブ厚での評価を選択した場合： スラブの等価厚・
相当スラブ厚計算書

□構造関係図（確認申請に提出した図面と同じもの）

- ・構造特記仕様書
- ・基礎伏図
- ・杭、基礎断面表
- ・各階伏図
- ・柱、梁、壁、床等の部材断面表
- ・各部分詳細図
- ・構造計算書
- ・地盤調査報告書

□省エネ対応関係図

- ・各階断熱平面図（各階平面図に断熱仕様・断熱部位等を記入したもの）
- ・住戸断熱矩計図（断面図及び矩計図に断熱仕様・部位等を記入したもの）
（等級4の場合： 熱橋部・断熱材欠損部・出窓等の断熱仕様等がわかる図面）
- ・省エネ計算書（熱損失係数等による場合： 夏季日射侵入率計算書・熱損失係数計算書・
部位別熱貫流率計算書・換気量計算書等）

□空調設備関係図

- ・換気設備特記仕様書
- ・各階の住戸換気設備平面図
- ・換気設備住戸平面詳細図（常時の機械換気を選択した場合： 住戸内24時間換気計画図 住戸
タイプ毎に必要）
- ・換気量計算書（常時の機械換気を選択した場合： 住戸及び居室の換気回数・住戸及び各居室の
気積等）

□給排水衛生設備関係図

- ・給排水衛生設備特記仕様書（給水、排水、給湯、ガス）
- ・給排水衛生設備系統図
- ・給排水衛生設備配置図
- ・給排水衛生設備各階平面図
- ・給排水衛生設備住戸平面詳細図（住戸タイプ毎に必要な 壁及び床の点検口が記入されたもの）
- ・設備機器（流し・洗面台・浴室等）に付属するトラップの詳細（維持管理／専用が等級3の場合）

火災報知設備関係図

（警報設備がインターホン設備に組み込まれている場合はインターホン設備図を、火災の感知をスプリンクラー設備で行っている場合はスプリンクラー設備図を含む）

- ・火災報知設備特記仕様書・機器表
- ・火災報知設備関係系統図
- ・火災報知設備各階平面図
- ・火災報知設備住戸平面図（各階平面図に必要な事項が記載されている場合は省略可）

電気設備図（選択項目：音環境評価を選択した場合のみ）

- ・電灯コンセント設備図（住戸に係る部分に限る）

7. 特別評価方法認定による場合は国土交通大臣の特別評価方法認定書の写し
（旧認定による場合は、特別評価方法認定を用いて評価される事項を記載した書類を含む）
8. 住宅型式認定をうけた住宅又は住宅型式性能認定を受けた住宅は住宅型式性能認定書の写し
9. 認証型式住宅部分等又は認証型式住宅部分等を含む住宅は型式住宅部分製造者等認証書の写し

2) 提出部数について

上記 1) の書類を正副 計2部を作成し、ご提出ください。
（A4ファイルに綴じて、ご提出してくださるよう、お願いします。）

3) 提出書類の返却について

申請者に対し設計住宅性能評価書の交付時に副本を返却いたします。